



利用しやすく働きやすいダイヤ改正を実現しよう！

2020年3月ダイヤ改正に関する申し入れを提出

地本は、東京支社より1月10日に「2020年3月ダイヤ改正等について」提案を受け、関係分会に明らかにし要求を集約しました。

そして、1月24日申第9号「2020年3月ダイヤ改正に関する申し入れ」を提出しました。

共 通

- 1、各区の休養管理室の設備・備品の整備に努めること。また不測の事態に的確に対応出来るようにすること。
- 2、社員の健康を維持するために、拘束時間並びに乗務時間・乗務キ口を軽減すること。
- 3、転勤については、本人希望を最大限尊重し、公平公正に取り扱うこと。
- 4、各線区の遅延要因を明らかにし、具体的対策を講じること。
- 5、職場の労働環境は、使用する社員の声を聞き、即応すること。
- 6、行路作成にあたっては、睡眠時間・食事時間を拡大すること。また「睡眠のための行先地の時間」と「食事のための行先地の時間」を混在しないこと。
- 7、社員の健康を維持するために、供食体制を整えること。
- 8、職場におけるコミュニケーションの質を高めること。
- 9、乗務員の勤務指定は、社員の生活・健康に十分に配慮すること。
- 10、社員の通勤経路および通勤時間を考慮した行路ならびに交番順序表を作成すること。
- 11、仕業前夜に職場に宿泊せざるを得ない勤務を指定する場合は、手当を支給すること。

- 1 2、全線開通を予定している常磐線における、旅客並びに社員の安全を確保し、不測の事態に備えること。
- 1 3、乗務割交番作成規定第 8 条第 2 号の行き先地の時間の直後の乗務は、1 時間 30 分を限度とすること。
- 1 4、泊行路の翌日の勤務は、6 時間を限度とすること。ただし、終列車が入区で初列車が出区となる場合は 5 時間を限度とすること。
- 1 5、2 時間以上の行き先地の時間を解消し拘束時間を短くすること。
- 1 6、会社施策は、お客様案内や様々な取り扱いの変更に直結などにするものである。よって「労働条件の変更など」を伴わない内容であっても労働組合に提案すること。
- 1 7、採時駅見直しに至る経緯を明らかにし、そのメリットを示すこと。

大田運輸区

- 1、桜木町駅の「点呼場」を整備すること。

中野電車区

- 1、津田沼駅での乗り継ぎ交代は 6 番線を基本とすること。
- 2、初電担当行路の退勤時間を 10 時以前にすること。
- 3、三鷹駅、1、2 番線中野方ホーム乗務員詰所にトイレを設置すること。
- 4、中野駅、3、4 番線ホーム乗務員詰所にトイレを設置すること。
- 5、メトロの担当は、「連続 3 回」までとすること。
- 6、水道橋駅の「点呼場」を整備すること。

**「究極の安全」の実現に向け、
職場からの声をもとに闘おう！**

